

国民経済計算とN P O

——グローバル市場経済における対抗勢力の検討と
それに基づくSNAに対する改善提案——

桂 昭 政

1. はじめに

我国経済は、現在大きな転換期に直面している。バブル崩壊にともなう長期不況をさしているのではなく、ベルリンの壁の崩壊とともに世界経済はほぼ市場経済一色となり、我国経済も大きな政府から小さな政府指向へと、市場主義、あるいは市場万能主義が支配的になりつつある。それとともに規制緩和、金融ビッグバン、雇用の流動化等の動きが加速している。金融分野にみられる政府（大蔵省）主導の護送船団方式から、金融の全面的な自由化である金融ビッグバンへの進行は我国経済の市場主義的構造転換の方向を示す象徴的な姿である。他方、政府の介入、ないし規制を撤廃することによって効率的な経済運営が可能であるといわれているが、ヘッジファンドの動きにみられるように、自由かつグローバル化した市場経済システムは各国経済が市場の猛威にさらされることをも余儀なくさせている。またグローバル化した市場経済における競争の激化で失業率の急上昇が生じてきている。グローバル化した市場経済の進展とともに、市場万能主義の浸透は我国の経済社会の安定性を損なう危険性をもっているといえる。市場経済は社会にある無数の財、サービスを、市場価格という見えざる手によって効率的に需給調整を可能にするという資源配分上のメリットを有するが、競争による強者と弱者を生じさせる。それゆえ現在進行しつつあるグローバル化した市場経済にあって、市場経済の資源配分上のメリットを生かしつつ、競争上の弱者に対する

る配慮のごとく社会の安定化の措置がますます重要である¹⁾。そして社会の安定化のためには新たな規制あるいはセイフティネットが必要となり、結局社会の安定化に対処できるのは、逆説的にきこえるかもしれないが政府ということになる。しかし近時の政府の失敗、あるいは政府の非効率性、さらに政府の過剰介入、政府への過度の依存を考慮すると、民間の活動ではあるが、社会性、公共性をもったサービス活動を主体的に行っているNPO（民間非営利団体）の役割は今後非常に重要であると考えられる。我国の経済社会をこれからグローバルな市場経済にあって市場の猛威から守り、経済社会を安定的なものにしていく必要があるが、そのためには政府はもとよりNPOの存在は不可欠であるといえる。

このように今後のグローバル化した市場経済を考えた場合、社会の安定化装置としてNPOは重要であり、また今後のグローバル化した市場経済にあってマクロデータの代表であるSNA（国民経済計算）データがグローバル化した市場経済の対抗勢力としてのNPOについて捕捉していくことが重要であるが、SNAデータはそのような役割をはたしているであろうか。本稿は、このような課題に対して、以下においてまずSNAデータが捉えているNPOの内容を検討し、それをふまえてグローバル化した市場経済に対する安定化機能という視点からみたSNAデータのNPOの不十分な点について改良を加えていくことをめざしている。

2. NPOの進出と現代市場経済社会

現在、NPOが期待され、一時的な現象としてではなく、恒久的に活動が期待されているのは、90年代に入って世界が市場経済におおいつくされ、グローバル化した市場主義のもとで、市場万能主義の猛威により国民経済および生活の安定が危機にさらされ、政府ともどもカール・ポランニーのいう自己調整的市場原理に対する自己防衛原理にもとづく活動が期待されているか

1) 市場メカニズムの意義と欠陥については野沢（30）参照。

らである²⁾。我国も90年代にはいり規制緩和、金融ビッグバン等の市場主義の盛行がみられ、市場主義のいうごとく市場に任せれば懸案はすべて解決するということと裏腹に失業率の上昇、その結果としての消費の衰退のごとく社会に不安感が充満している。このまま進行していくば我国はこれまでの比較的平等な社会から優勝劣敗の競争社会となり、経済不安とそれにもとづく利己心がひろがり、格差の拡大したぎすぎすした社会になることが予想される。なし崩しの規制緩和ではなく、不当な既得権益を保持している規制をはずし、硬直した制度改革を行い、グローバル化した市場社会で社会の安定化を確保するにはどうすればよいのか。その際、政府やN P Oはいかなる位置を占めるか。このような課題にたいして真摯に模索している金子勝³⁾をはじめとする内外の研究者の主張に耳を傾け、グローバル化した市場社会におけるN P Oの社会安定化装置としての役割を確認していきたいとおもう。

現在の市場万能主義にたいして深い洞察力を示し、市場化に限界をもつ生産要素に対するセイフティネットの張り替えをおこなうことにより市場主義の破壊性を克服し、グローバル化した市場社会の安定を構想しているのが金子勝法政大学教授⁴⁾である。金子は規制緩和をするか、しないかではなく、規制をむやみにはずしていけばますます社会は不安定になるから、制度、ルールに組み込まれたセイフティネットを見直し、張り替えていくことが大事であると主張する⁵⁾。それゆえグローバル化した市場社会の安定を考える場合、

2) カール・ポランニーは後述するように、彼の主著である『大転換』で市場社会を自己調整的市場経済とそれに対する自己防衛勢力との対抗関係として描きだしている (polanyi, k (35) 邦訳参照)。

3) グローバル化した市場経済に対し鋭い批判的分析をおこなっているのが金子勝氏である。金子勝氏については以下の文献参照。金子 (7) (8) (9) (10) (11)。なお、筆者(桂)の論文の脱稿直前に集中して出版された金子氏の下記の著書、ならびに対談論文については検討することができなかった。『反グローバリズム－市場改革の戦略的思考』(岩波書店)、『市場』(岩波書店)、『セーフティーネットの政治経済学』(ちくま新書)、金子勝・井上達夫「市場・公共性・リベラリズム」(『思想』No.904)

4) 注 (3) 参照。

5) 金子 (10) 48-49ページ参照。

よく喧伝されている規制緩和をするしないに関連して大きな政府か小さな政府か、および効率か公正かの提案は的外れであると主張する⁶⁾。要するに金子は現在猛威をふるっている市場万能主義に対し単なる大きな政府か小さな政府かの選択の問題ではなく、制度、ルールに張り巡らされている陳腐化し、機能不全に陥ったセイフティネットを張り替えていくことが大事であると力説する⁷⁾。

金子のセイフティネット張り替え論を誤解を恐れず私流に解釈、再構成すれば次のごとくになろう⁸⁾。資本主義経済はすべてのものを商品化し、労働力、土地といった本源的生産要素も例外ではありえない。生産要素の市場化には所有権の設定が不可欠であるが、所有権が設定されると本来的に生産になじまない労働力といった本源的生産要素の購入者と販売者との間の所有権に衝突が生じ、弱いものから市場から排除されて市場が不安定となる。この市場の不安定を抑止するためにセイフティネットが設定される。このように資本主義経済はその成立に不可欠の生産要素の市場化の限界からセイフティネットの構築が要請されるが、セイフティネットの構築は所有権の設定とともに国民国家、あるいは政府の登場を誘発するのである。国民国家によって設定され、改訂されていくセイフティネットによってその国の市場経済は安定して進行するが、近年のごとく資本、労働力のグローバルな国際移動が常態化するにつれ、国民国家の衰退の進行とともに、国民国家を上下にはさむサンドイッチのような形状の上下のレベルで、つまりEUのような国家連合と地方自治体レベルそれぞれでのセイフティネットの構築が必要となってくる。それゆえグローバルな市場経済の進展とともに、地方分権は喫緊の課題であり、福祉に関して国民国家レベルでの貨幣給付よりも対人サービスである現物給付にウエイトがおかれるようになる。金子の以上の主張⁹⁾から、我

6) 金子(7)201ページ、金子(11)299-300ページ、257-258ページ、239ページ参照。

7) 注(5)、注(6)参照。

8) 以下の叙述は、金子(7)(8)(9)(10)(11)に基づいている。

9) 以上の金子の主張は、金子(7)(8)(9)(10)(11)に基づいている。

々は現在のグローバル化した市場経済の進行とともに地方分権が喫緊の課題となり、地方政府とともにN P Oの活動が今後拡大していく根拠が示されていると考えるのである。

金子は資本主義経済の成立条件として労働力、土地等の生産要素の市場化を挙げているが¹⁰⁾、その認識に早くからたって市場社会の特異性を指摘し、人類史において市場社会を相対化したのが20世紀半ばに活躍した経済史、および経済人類学の研究者であるカール・ポランニー¹¹⁾である。ポランニーは主著である『大転換』¹²⁾で、人類史において経済が社会の諸関係から自立した存在となった市場社会の破壊性を示し、市場社会を有名な二重運動¹³⁾、すなわち自己調整的市場経済の拡大勢力とそれに対する自己防衛勢力との対抗関係として描き出している¹⁴⁾。このポランニーの学説にもとづいて現在のグローバルな市場万能主義に対する的確な指針を提示しているのが野口建彦慶應大学教授¹⁵⁾である。

ポランニーが指摘する市場社会の社会的紐帶の破壊と二重運動¹⁶⁾にみられる対抗関係に関する野口の要約は次のとくである¹⁷⁾。人間社会は19世紀にイギリスで市場社会が最初に現れるまで、経済は社会に埋め込まれていて社会を支配することではなく、互恵（互酬）、再分配といった経済パターンが支配的であり、市場は局所的にみられる程度であった¹⁸⁾。ところが19世紀イギ

10) 金子 (11) 59ページ。

11) カール・ポランニーについては以下の文献を参照した。polannyi,k (35) 邦訳, polannyi,k (36) 邦訳、野口 (24) (25), 佐藤 (46), 杉村 (48), 玉野井・平野 (50), 吉沢 (63)。

12) polannyi,k (35) 邦訳。

13) 自己調整的市場経済の拡大勢力とそれに対する自己防衛勢力との対抗関係としてのいわゆる二重運動については以下の文献参照。polannyi,k (35) 邦訳、野口 (25), 佐藤 (46), 野口 (24), 杉村 (48), 吉沢 (63)。

14) polanny,k (35) 邦訳参照。

15) 野口 (25) 参照。

16) 注 (13) 参照。

17) 以下の叙述は、野口によるカール・ポランニーについての優れた要約（野口 (25)）に基づいている。

18) 野口はカール・ポランニーについての優れた要約のなかで互恵（互酬）、再分配

リスにおける市場社会（自己調整的市場社会）の登場は、局所的市場の発展したものであるとする主流派経済学の説のごとくではなく、土地の囲い込み、農民の移動禁止の撤廃といった荒療治によって、本来市場目当てでない土地、労働力、貨幣といった生産要素までを商品化（擬制商品化）することによってはじめて可能となったのであり、かくのごとき登場した自己調整的市場社会は価格がすべてに優位する社会であり、経済に社会諸関係を埋め込み人間社会の協同性といった紐帶を破壊する危険性をもっている社会である。つまり、市場社会では労働力を販売することによって労働力の価格に相当する貨幣所得を手に入れ、それによって生活するということが当然のこととなり、互恵（互酬）、再分配¹⁹⁾のごとく相互扶助といった人間の社会関係が希薄化することになる。また労働力の販売が困難な老齢者、病弱者等は貨幣所得を

についてつぎのように述べている。「ポランニーによれば、人間社会は、時代や地域によって、異なる組織や制度をつくりながら存続してきたが、それらに共通しているのは、経済が他の社会的諸関係のなかに埋め込まれていることである。そしてそこには、経済を含めた人間社会の生活全体を統合する二つの普遍的な行動原理が働いていることを確認できる。経済パターンとして言えば、一つは互恵 reciprocity であり、もう一つが再分配 redistribution である。前者は、互いにある特定の社会関係を有する人々の間で行われる義務的で相互的な贈与である。具体的には、定期的で儀礼的な二者間の贈与である。これは、原始社会・未開社会の物々交換や取引のように見えるが、現代の資本主義社会でもこうした贈与が様々な形態をとって広範に存在していることは、誰しも認めるであろう。この互恵による交換を、物質的利益を求める市場での商品交換や損得計算に基づく行動に還元することはできない。それは、特定の人間関係（例えば、家族・親族、隣人・友人関係）をより緊密にし、自己充足的な生産活動、様々な互助や相互扶助を保証するものである。後者の再分配とは、ある人間集団・組織を束ねる中央の権威・権力に対して、それに所属する人間（個人）が、義務的に財やサービスを提供・譲渡し、その見返りを受けることである。……(略)……ポランニーは、この互恵と再分配が、全ての人間社会（古代社会、未開社会、原始社会、封建社会、市場社会、社会主義社会のいずれをも包含する）に普遍的に存在する経済パターンであり、経済が複雑・多様な人間の諸関係に埋め込まれていることを示すものと考えている。ポランニーによれば、十九世紀市場社会を除く全ての人間社会は、この互恵と再分配によって経済を営んでおり、市場は存在しないか、ごく一部分に存在するような社会、すなわち非市場社会であった。」（野口（25）76-77ページ）。

19) 互恵（互酬）、再分配については注（18）参照。

手にいれることができず、かつ人間の社会関係の希薄化が進行するなかで生存が困難になる。このように生産要素の擬制商品化によって成立する市場社会は人間社会の紐帶をすたずたにし、人間社会の安定を困難にさせる。しかし、市場社会のこのような状況に対抗する勢力が現れ、自己調整的市場社会を推進する勢力とそれに対抗して自己防衛する勢力との拮抗、つまり二重運動²⁰⁾が19世紀の歴史を展開させることになった。以上が野口によるポランニーの19世紀市場社会にもとづく市場社会の特異性とそれが社会におよぼす破壊的影響の要約である²¹⁾。さらに野口は二重運動²²⁾に関連して社会の安定のために政府の働きを指摘し、現代のグローバルな市場社会の安定のためにも政府機能が無視できないことを強調する²³⁾。我々はこれまでのポランニーの人類史における市場社会の特異性および人間社会に対する破壊性についての教示、さらに野口のポランニー学説と関連してのグローバルな市場社会の安定のための政府の役割の指摘から、「政府の失敗」を考慮にいれて政府とともにN P Oが今後のグローバルな市場社会にあって社会の安定のために不可欠な部門であることを確認することができるのである。

3. 国民経済計算体系（S N A）におけるN P O

我々は前章で今後のグローバル化した市場社会にあって社会の安定化のために政府とならんでN P Oの働きが肝要であることを確認したが、このような社会の安定化に寄与するN P Oの経済活動の全貌を国民経済のマクロデータを提供しているS N Aが的確に把握しているかどうかを検討していこう。S N Aは第二次世界大戦前の大恐慌の収束、戦費調達といった時代的課題の格闘を契機として前進した国民所得研究、および国民所得勘定の研究が母胎となって、戦後各国の経済主体（セクター）間の取引連関を媒介にして国民

20) 注（13）参照。

21) 以上の野口の要約は、野口によるカール・ポランニーについての優れた要約（野口（25））に基づいている。

22) 注（13）参照。

23) 野口（25）78-79ページ参照。

所得の計測をめざす国民所得勘定の国際的な標準（基準）モデルとして登場した²⁴⁾。SNAはこれまで2回改訂が行われ、最初の、1953年に刊行されたSNAではNPOは企業、政府とならんで独立したセクターとして認知されなかった（家計部門と合体して「家計・民間非営利団体部門」として登場）²⁵⁾が、1968年の改訂²⁶⁾では「対家計民間非営利団体」として独立のセクターとして登場し、1993年の改訂²⁷⁾でも引き続き「対家計非営利団体」として独立したセクターの立場を保持している。以下においてSNAがNPOを如何に把握しているか、つまり、NPOの定義、あるいはNPOの対象範囲を1968SNA（以下68SNAと呼ぶ）、1993SNA（以下93SNAと呼ぶ）それぞれについて検討していくことにする。

(イ) 68SNAにおけるNPO（「対家計民間非営利団体」）

1968年に改訂されたSNAにおいて²⁸⁾はじめてNPOが独立したセクター（部門）として登場したのであるが、68SNAの特徴として経済主体の分類を生産局面に適用する場合と、所得、資産の処分の局面に適用する場合とは異なった分類体系を採用しており、それぞれ「経済活動別分類」と「制度部門別分類」と呼ばれている。我々が対象とするNPOは68SNAの「経済活動別分類」では「対家計民間非営利サービス生産者」に該当し、「制度部門別分類」では「対家計民間非営利団体」に該当するが、93SNAでは²⁹⁾経済主体の分類は「制度部門別分類」に一元化³⁰⁾されているので「制度部門別分類」によってNPOの内容、特質を確認していくこととする。但し、68S

24) 1929年の大恐慌から第二次世界大戦前後にかけてアメリカ、イギリス特にアメリカにおけるGNP指標の開発を中心にアメリカの国民所得勘定であるNIPAの誕生、およびそれがSNAの開発に連なっていくことについては野村(26)(27)

(28)(29) 参照。また倉林(16) 参照。

25) United Nations(58) pp.11-12.

26) United Nations(59) 参照。

27) United Nations(61) 参照。

28) United Nations(59) 参照。

29) United Nations(61) 参照。

30) 武野・山下編(49) 69-70ページ、作間(38) 238ページ。

NAでは「対家計民間非営利サービス生産者」と「対家計民間非営利団体」の範囲は、以下のSNAの文言5.39および5.70にみられるように³¹⁾、特に文言5.70³²⁾では「対家計民間非営利団体」の範囲が「対家計民間非営利サービス生産者」の範囲よりも広いとなっているが、それは「対家計民間非営利団体」には「対家計民間非営利サービス生産者」に併設されている食堂、飲食店、小売り店等の副次的活動としての商業活動が含まれているためであり、それゆえ実質的には両者の対家計民間非営利サービス活動は変わらないから両者はほぼ一致していると考えられること³³⁾、また68SNAでは「対家計民間非営利サービス生産者」の説明が先にあり、後にでてくる「対家計民間非営利団体」よりも豊富な説明がなされていることを考慮すれば、両者の説明を重複しない範囲で取りあげ、それでもって68SNAの制度部門としての「対家計民間非営利団体」の内容および特質をさしているものとしても問題はないであろう。まずは68SNAにおいて「対家計民間非営利サービス生産者」は次のように説明されている。長くなるが68SNAにおけるNPOの対象範囲の把握にとって重要であるので以下に引用する³⁴⁾。「5.35家計に奉仕する民間非営利団体の経済的役割は、政府サービスの生産者が演ずる活動に類似している。すなわちこれらの団体は、他の方法では便利に提供しえない社会的、公共的サービスを家計に提供する。政府サービスの生産者の場合と同じく、この団体は利益追求を旨とすることなく家計へサービスを提供する。他方、この団体の運営にかかる制度は、政府機関と異なる。これらの団体は、特定の目的を遂行するために集まった個人の自発的な団体である。……(略)……5.36このカテゴリーに入る取引主体は、家計に対し、教育、医療、福祉、宗教、文化、リクレーション、社会施設等のサービスを提供する。家計に奉仕する民間非営利サービスの生産者は、その経済活動が産業や政府サー

31) United Nations(59) pp.76-77, pp.82-83 (邦訳127ページ, 133ページ)。

32) United Nations(59) pp.82-83 (邦訳133ページ)。

33) 川口 (13) の20ページにおいても同様の指摘がある。

34) 以下の引用は、United Nations(59) pp76-77 (邦訳126-127ページ) による。

ビスの生産者と同一であっても、資金調達面と管理面とで異なる。5.37民間非営利サービスの生産者が、家計にたいしてサービスを売ることもあるが、その場合、販売からの受取額は生産コストを完全にカバーするものとはならない。売上による収入をマイナスしたあとの生産費用計は、当該団体の最終消費支出を構成する。……(略)……5.38民間非営利団体の活動は、通常会員からの会費や個人・企業・政府からの寄付、補助金および財産所得によってまかなわれる。この種の団体とは、組合・労働組合、教会、学校、病院基金、友愛団体、クラブ等で、これらはいずれも個人の集まりによってつくられた非営利団体である。これには法人のものと非法人のものがある。……(略)……家計に奉仕する民間非営利サービスの生産者から除外されるのは、公的には政府機関の一部ではないが、政府により完全に又は主として支配されるか資金の調達を受けているもので、その場合は、政府サービスの生産者に分類される。……(略)……5.39民間非営利サービスの生産者が、副次的活動として商業活動を営むこともある。たとえば住宅の所有や賃貸、飲食施設の運営、身体障害者の工場で作られた商品の販売、本や小冊子の出版と販売などである。住宅の所有と賃貸とは、一般には、この制度的部門の主要な活動から分離し、産業へと分類すべきである。同様に当該品目の販売が経常コストをカバーするものとなっているとき、あるいは副次的活動が、これを主要活動から分離して別の事業所にしたてるのであるのにさほどの困難を要しないほどの規模である場合は、これらを産業に含めるべきである。5.40スポーツ・ブリッジ、近隣クラブ等の友愛団体およびこれに類する友愛団体のうち常時雇用者が2人に満たない場合は、これを対家計民間非営利サービスの生産者とせず、家計として扱う。……(略)……」続いてこれまでに引用した「対家計民間非営利サービス生産者」同様に68SNAの「対家計民間非営利団体」の説明を引用しておこう³⁵⁾。「5.70家計に奉仕する民間非営利団体に関する制度部門は、一般政府の場合と同様に対家計非営利サービスの生産者よりも広い範囲

35) 以下の引用は、United Nations(59) pp.82-83 (邦訳133ページ) による。

で定義される（5.35～5.40参照）。民間非営利団体には、財貨サービスに関する勘定において産業として分類される活動を併せ行っている団体も含め全てのものが包括される。産業に分類される例としては、住宅の所有と賃貸、食堂や飲食店の経営、小売り店の経営がある（5.39参照）。しかし、このような産業とされる活動が母団体とは別の法人格をもつものによって行われる場合は非金融法人企業として分類される。」以上の説明から、SNAの「対家計民間非営利団体」部門は次のような「対家計民間非営利団体」の集まりを意味していると考えられる。（イ）まず、上記の引用文は家計に奉仕する民間非営利団体である「対家計民間非営利団体」についてであったのでふれていながら、SNAでは民間非営利団体のうち商工会議所はじめとする経済団体のような企業に奉仕する民間非営利団体は企業セクター、すなわち制度部門別分類では「非金融法人企業部門」に、経済活動別分類では「産業」に配属されることになっており³⁶⁾、また政府の外郭団体のような政府に奉仕する民間非営利団体は政府セクター、すなわち制度部門別分類では「一般政府部門」に、経済活動別分類では「政府サービス生産者」に配属されることになっている³⁷⁾ので、SNAはこれら民間非営利団体を「対家計民間非営利団体部門」から除外している。（ロ）また上記の説明から、常時雇用者が2名未満のボランティア団体は「対家計民間非営利団体」ではなく、「家計部門」に所属することになり、SNAの「対家計民間非営利団体部門」には小規模ボランティア団体が含まれていないことがわかる。（ハ）それでは上記以外のNPOがSNAの「対家計民間非営利団体部門」ということになるかというとそうでもないのである。上記のSNAの「対家計民間非営利団体」の説明から、「対家計民間非営利団体部門」に属するNPOであったとしても、政府から支配をうけたり、資金調達面で依存している場合は「一般政府部門」に含め

36) United Nations(59) p.73, p.78 (邦訳122ページ, 135ページ) および倉林・作間 (17) 157ページ, 170ページ。

37) United Nations(59) p.75, p.79 (邦訳125ページ, 136ページ) および倉林・作間 (17) 158ページ。

られることになり、「対家計民間非営利団体部門」はますますN P Oの一部しか捉えていないことが分かる。(=)そのうえ、売上がコストをカバーするコスト回収基準³⁸⁾が「対家計民間非営利団体」では成立しないことになっているが、現実には民間非営利団体の医療、教育部門では、特に我国のデータでは医療部門は最終消費支出がマイナス、すなわち売上がコストを回収、あるいは償っており³⁹⁾、それゆえ厳密にS N Aの方法論を適用すれば民間非営利団体の医療部門は経済活動別分類では「産業」に所属することになり、このような「産業」に位置づけられる「対家計民間非営利団体」は、上述のS N Aの文言の5.70⁴⁰⁾における美術館に併設されて独立の法人格をもたないがコスト回収基準によって経済活動分類では「産業」とみなされる売店とは異なり、制度部門としては「対家計民間非営利団体」ではなく「非金融法人企業」に分類されることが上記の5.70の文言⁴¹⁾から分かる。以上のことから次のようにいえるであろう。68 S N Aの「対家計民間非営利団体部門」は企業、政府、家計のそれぞれのセクターに分属する民間非営利団体（企業に奉仕する民間非営利団体、政府に奉仕する民間非営利団体、小規模ボランティア団体）を除外した残りの民間非営利団体からなっており、さらにそれら以外の民間非営利団体として「対家計民間非営利団体部門」に属することになったとしても、政府の影響が強い、あるいは売上がコストを回収するコスト回収基準⁴²⁾が成立している独立した法人格を持つ民間非営利団体は「対家計民間非営利団体部門」から除外されることになり、68 S N Aの「対家計民間非営利団体部門」は68 S N Aの「対家計民間非営利団体」の目的分類にみられる教育、医療、福祉サービス等のうち医療、福祉サービス分野等のN P Oが脱落

38) 本論文にみられる「コスト回収基準」の名称は大住（32）83ページ、大住（34）245ページに依る。

39) 付表「対家計民間非営利団体のコスト計、商品・非商品販売、最終消費支出」の医療分野のデータ、および備考1) 4) をみよ。

40) United Nations(59) pp.82-83 (邦訳133ページ)。

41) United Nations(59) pp.82-83 (邦訳133ページ)。

42) 注（38）。

付表 対家計民間非営利団体のコスト計、商品・非商品販売、最終消費支出
(単位10億円)

教育分野 年度	雇用者 所得	固定資本 減耗	中間投入	間接税	コスト計 (1)	商品・非商 品販売(2)	(2)マイナス(1)	最終消費 支出
1970	1325.6	98.8	282.5	0.1	1707.0	1245.2	-461.8	461.6
71	1409.2	102.6	268.4	0.1	1780.3	1324.1	-456.2	456.2
72	1309.9	91.0	274.8	0.5	1676.2	1351.6	-324.6	324.7
73	1469.0	83.3	254.5	0.4	1807.2	1572.7	-234.5	234.8
74	1465.6	77.0	266.5	0.3	1809.4	1459.7	-349.7	349.5
75	1520.1	86.3	239.4	0.4	1846.2	1730.0	-116.2	116.1
76	1652.9	97.8	308.3	1.3	2060.3	1948.6	-111.7	111.9
77	1808.1	111.3	391.2	2.1	2312.7	2173.3	-139.4	139.6
78	1923.9	130.3	498.8	4.3	2557.3	2366.1	-191.2	191.1
79	2071.7	144.6	568.7	4.4	2789.4	2467.6	-321.8	321.8
80	2183.3	155.8	620.8	4.9	2964.8	2520.9	-443.9	444.0
81	2221.2	168.9	647.4	5.8	3043.3	2508.5	-534.8	534.8
82	2287.4	177.0	648.8	8.7	3121.9	2569.0	-552.9	553.0
83	2358.4	184.9	675.2	8.5	3227.0	2684.8	-542.2	542.2
84	2337.8	192.5	701.5	7.0	3238.8	2672.7	-566.1	565.9
85	2419.9	203.9	725.2	7.5	3356.5	2732.3	-624.2	624.4
86	2507.1	230.0	779.3	9.1	3525.5	2897.4	-628.1	627.7
87	2671.0	257.1	817.5	14.3	3759.9	3105.0	-654.9	654.9
88	2784.4	261.0	825.6	17.5	3888.5	3268.8	-619.7	619.5
89	2892.7	295.1	858.6	18.8	4065.2	3416.8	-648.4	648.5
90	3019.0	311.9	890.3	20.2	4241.4	3540.4	-701.0	701.0
91	3149.0	330.7	937.4	23.7	4440.8	3695.4	-745.4	745.5
92	3312.7	356.5	979.0	27.9	4676.1	3884.6	-791.5	791.3
93(1)	3305.6	375.1	1108.2	47.7	4836.6	4380.2	-456.4	456.5
93(2)	3261.3	374.7	1003.9	38.7	4678.6	4012.3	-666.3	666.3
94	3335.8	417.6	1017.7	38.7	4809.8	3974.2	-835.6	835.4
95	3454.6	443.8	1083.8	40.1	5022.3	4075.5	-946.8	946.8
96	3478.5	478.1	1077.3	41.4	5075.3	4044.0	-1031.3	1031.2
97	3535.6	489.1	1125.7	43.8	5194.2	4196.6	-997.6	997.6
医療分野 年度	雇用者 所得	固定資本 減耗	中間投入	間接税	コスト計 (3)	商品・非商 品販売(4)	(4)マイナス(3)	最終消費 支出
1970	481.5	35.7	244.6	2.4	764.2	557.6	-206.6	206.6
71	533.7	35.8	240.7	2.2	812.4	641.9	-170.5	170.4
72	702.5	42.5	283.9	1.9	1030.8	871.4	-159.4	159.3
73	809.9	42.1	303.4	1.5	1156.9	1037.2	-119.7	119.8
74	941.0	43.0	305.3	1.0	1290.3	1231.2	-59.1	58.9
75	1153.9	49.8	355.9	0.4	1560.0	1613.7	53.7	-53.7
76	1059.5	51.6	383.0	0.4	1494.5	1594.5	100.0	-99.8
77	1091.6	53.5	458.6	0.5	1604.2	1616.6	12.4	-12.2
78	1171.1	73.0	567.5	0.8	1812.4	1921.6	109.2	-109.3
79	1337.1	82.9	672.9	0.8	2093.7	2201.7	108.0	-108.0
80	1450.5	96.0	816.3	1.2	2364.0	2370.4	6.4	-6.8
81	1328.6	113.7	865.5	1.2	2309.0	2275.1	-33.9	34.0
82	1381.7	142.5	924.5	1.2	2449.9	2500.1	50.2	-50.4
83	1448.9	174.4	1061.5	1.2	2686.0	2688.5	2.5	-2.6
84	1566.8	229.3	1257.2	1.4	3054.7	3062.2	7.5	-7.3
85	1613.6	259.5	1359.1	1.8	3234.0	3274.5	40.5	-40.3
86	1651.7	272.1	1519.3	2.9	3446.0	3564.1	118.1	-118.1
87	1708.1	326.2	1697.7	4.2	3736.2	3846.7	110.5	-110.4
88	1791.6	326.4	1921.3	6.1	4045.4	4098.0	52.6	-52.6
89	1912.2	359.9	2056.7	7.1	4335.9	4484.9	149.0	-148.9
90	1986.0	365.1	2261.2	16.4	4628.7	4732.2	103.5	-104.0
91	2099.0	367.4	2391.7	18.2	4876.3	4876.8	0.5	-0.4
92	2086.8	382.5	2685.4	23.6	5178.3	5179.0	0.7	-0.8
93(1)	2079.8	372.9	2771.3	23.6	5247.6	5186.6	-61.0	61.2
93(2)	2183.6	391.0	2912.2	24.7	5511.5	5450.8	-60.7	60.7
94	2283.3	441.5	3185.7	26.4	5936.9	6034.1	97.2	-97.2
95	2413.4	486.8	3405.2	26.9	6332.3	6391.5	59.2	-59.2
96	2781.3	554.1	3814.6	27.5	7177.5	7251.7	74.2	-74.1
97	2866.3	619.5	3818.3	31.8	7335.9	7390.1	54.2	-54.1

年度	その他分野 雇用者 所得	固定資本 減耗	中間投入	間接税	コスト計 (5)	商品・非商 品販売(6)	(6)マイナス(5)	最終消費 支出
1970	1423.3	25.6	400.2	8.6	1857.7	666.5	-1191.2	1191.2
71	1417.2	33.9	477.6	11.2	1939.9	802.6	-1137.3	1137.4
72	1513.8	41.7	582.6	14.9	2153.0	984.0	-1169.0	1169.1
73	1574.7	41.8	555.6	15.4	2187.5	1024.5	-1163.0	1163.0
74	1513.8	56.9	571.5	16.5	2158.7	1000.0	-1158.7	1158.5
75	1832.3	60.9	664.7	20.9	2578.8	1241.6	-1337.2	1337.2
76	1834.5	70.5	817.4	25.9	2748.3	1375.7	-1372.6	1372.5
77	2067.0	61.5	937.3	25.5	3091.3	1404.3	-1687.0	1686.9
78	2000.3	73.7	1251.2	40.9	3366.1	1706.7	-1659.4	1659.3
79	2102.9	92.9	1726.8	58.7	3981.3	2127.6	-1853.7	1853.5
80	1971.4	77.3	1313.0	38.3	3400.0	1627.6	-1772.4	1772.2
81	2033.2	135.3	1244.6	34.2	3447.3	1655.5	-1791.8	1792.0
82	2135.3	170.2	1239.8	28.8	3574.1	1821.1	-1753.0	1752.8
83	2275.3	210.6	1362.8	42.8	3891.5	1890.0	-2001.5	2001.5
84	2392.4	261.4	1397.4	42.4	4093.6	1960.7	-2132.9	2132.8
85	2481.2	290.0	1507.3	40.5	4319.0	2137.9	-2181.1	2181.4
86	2589.9	294.0	1594.4	47.3	4525.6	2202.7	-2322.9	2322.8
87	2582.4	293.6	1652.8	57.6	4586.4	2277.4	-2309.0	2308.9
88	2555.6	281.2	1727.9	70.5	4635.2	2277.9	-2357.3	2357.3
89	2555.3	285.1	1713.3	75.6	4629.3	2203.5	-2425.8	2425.5
90	2455.4	279.7	1736.4	78.6	4550.1	2118.0	-2432.1	2432.2
91	2554.8	281.5	1771.3	76.6	4684.2	2063.3	-2620.9	2620.9
92	2748.1	322.1	1852.1	71.7	4994.0	2209.1	-2784.9	2785.0
93(イ)	2714.3	330.9	1835.5	66.5	4947.2	2143.1	-2804.1	2804.1
93(ロ)	2714.4	330.3	1835.7	66.4	4946.8	2129.2	-2817.6	2817.6
94	2836.3	354.6	1857.3	70.1	5118.3	2287.7	-2830.6	2830.5
95	2921.1	325.2	1922.3	67.6	5326.2	2373.9	-2862.3	2862.2
96	2992.7	323.9	1981.1	71.5	5369.2	2418.7	-2950.5	2950.4
97	3039.2	305.9	1870.3	76.4	5291.8	2368.1	-2923.7	2923.8

出所) 経済企画庁経済研究所編『平成2年基準改訂国民経済計算報告』、1996年。

経済企画庁経済研究所編『国民経済計算年報 平成11年版』、1999年。

- 備考) 1) 「商品・非商品販売」マイナス「コスト計」(表では(2)マイナス(1), (4)マイナス(3), (6)マイナス(5)の列)がプラスの場合は売上がコストを回収あるいは償っていることを表しており、68SNAでは経済活動別分類の「産業」に該当することを意味し、マイナスの場合は売上がコストを回収することができず、68SNAでは経済活動別分類の「政府サービス生産者」あるいは「対家計民間非営利サービス生産者」に該当することを意味している。本表のデータから医療分野のNPOは「対家計民間非営利サービス生産者」ではなく経済活動別分類の「産業」に該当することがわかる。また教育分野のNPO、その他分野のNPOは経済活動別分類の「対家計民間非営利サービス生産者」に該当することがわかる。なお、その他分野は対家計民間非営利団体の目的別分類の「教育」「医療およびその他の保健サービス」以外の分野をさしている。対家計民間非営利団体の目的別分類の大分類項目については本文をみよ。
- 2) 「コスト計」の列、および「商品・非商品販売」マイナス「コスト計」の列(表では(2)マイナス(1), (4)マイナス(3), (6)マイナス(5)の列)は筆者(桂)が作成、追加した。
- 3) 1993年の数字が重複して表記している(93(イ), 93(ロ))のは長期の時系列データが『平成2年基準改訂国民経済計算報告』によって1970年から1993年までの平成2歴年基準の実質値をうることができ、『国民経済計算年報平成11年版』からは1990年から1997年までの同じく平成2歴年基準の実質値をうることができるのであるが、両者のかさなる1990年から1992年の数字は同一であるが、1993年については食いちがっているので両者を並記した。但し1970年から1993年(イ)までは『平成2年基準改訂国民経済計算報告』からの引用であり、1993年(ロ)から1997年までは『国民経済計算年報平成11年版』からの引用である。
- 4) 「最終消費支出」列は当該NPO分野の産出(コスト計で評価)から市場で販売された額である「商品・非商品販売」を差し引いた残りの部分であり(「コスト計」マイナス「商品・非商品販売」で求められるので直前の備考1)で求めた値とは値が同じでプラス、マイナスの符号が逆転する)、当該分野のNPOの自己消費の大きさを表している。

することが生じ、N P Oの限られた範囲しか捉えられないことになる。具体的に言えば、68 S N Aの「対家計民間非営利団体部門」は、N P Oのうちで医療、（政府補助に依存する割合が大きい）社会福祉の分野のN P O⁴³⁾、および小規模のボラティア団体、企業、政府に奉仕するN P Oを除いた、つまり教育分野のN P O（但し、データからみれば⁴⁴⁾コストが売上を超過するということでコスト回収基準⁴⁵⁾を完全にみたさないので「対家計民間非営利団体部門」に属すると考えられるが、コストと売上がほぼ均衡し独立した法人格をもつ場合、医療分野のN P Oと同様に「対家計民間非営利団体部門」からの除外の可能性もある）、研究者の集団である学会をはじめとする特定メンバー奉仕型のN P O、およびボランティア活動にみられる社会全体に対して奉仕するN P O等を把握しているにすぎないのである。結局のところ、68 S N Aの「対家計民間非営利団体」の認定基準であるコスト回収基準⁴⁶⁾と政府支配基準が、68 S N Aが「対家計民間非営利団体」の目的分類（1. 調査および科学的研究機関、2. 教育、3. 医療およびその他の保健サービス、4. 福祉サービス、5. レクリエーションおよび関連文化サービス、6. 宗教団体、7. 職業および労働組合および市民団体、8. その他の目的、の8大分類）を提示し⁴⁷⁾、教育、医療、社会福祉をはじめとする「対家計民間非営利団体」の機能ないし、活動分野を採りあげているにもかかわらず、かなづしもすべての機能ないし、活動分野を「対家計民間非営利団体部門」に属さなくさせているのである。我々が考えているグローバルな市場経済に対抗するセクターとしての「対家計民間非営利団体部門」には企業、政府に奉仕するN P Oは論外としてもせめて医療、福祉分野のN P O、および小規模のボラ

43) わが国の社会福祉分野のN P Oは政府補助に依存する割合が大きい。この点については電通総研編（3）85ページ参照。

44) わが国の教育分野のN P Oについての売上とコストの関係についてのデータは注（39）の付表を参照せよ。

45) 注（38）。

46) 注（38）。

47) United Nations(59) p.89 (邦訳145-146ページ)。

ンティア団体は含むべきであろう。(実際には、日本をはじめドイツ、イギリス、フランスの国々では、SNAのコスト回収基準⁴⁸⁾、政府支配基準に合致しない場合でもそれを無視して、「対家計民間非営利団体部門」に含めてデータを公表している⁴⁹⁾。)

(口) 93SNAにおけるNPO(「対家計非営利団体」)

93SNAは現物移転を含む所得勘定の充実、キャピタルゲイン・ロスの明示、環境勘定に代表されるサテライト勘定の導入等を図り、これまでの68SNAに比べて格段の豊富なマクロ指標の提供を可能にするとともに、セクターフレーバーに関して68SNAと異なり制度部門別分類に一元化しているのが特徴であるが⁵⁰⁾、さらにNPOセクターの対象範囲に関しても68SNAよりも限定的、あるいは狭少になった⁵¹⁾という特徴がみられる。具体的にいえば、93SNAの「対家計非営利団体部門」に含まれるのは、研究者の集団である学会をはじめとする特定メンバー奉仕型のNPO、およびボランティア活動にみられる社会全体に対して奉仕するNPO、の両者に限定されてしまったのである。これは93SNAの「対家計非営利団体部門」の構成主体を決定する基準として、68SNAのコスト回収基準⁵²⁾、政府支配基準に対して、政府支配

48) 注(38)。

49) ドイツ、イギリス、フランスがコスト回収基準、政府支配基準を無視してNPOセクターに含めている点について、特にイギリスの場合圧倒的な公的補助を受けている大学を政府セクターではなくNPOセクターに、またコスト回収基準を達成している病院を企業セクターではなくNPOセクターに含めている点については、Anheier, H.K., Rudney, G., Salamon, L.M(1) p.496の指摘をみよ。日本については注(39)のデータからわが国の医療分野のNPOはコスト回収基準から企業セクターに属することになるのが分かるが、それを無視してわが国のSNA推計実務が医療分野のNPOを「対家計民間非営利団体」部門に位置づけていることが注(39)のデータから分かる。

50) United Nations(61), 武野・山下編(49), 作間(38), 桂(12) 参照。

51) 93SNAの「対家計非営利団体部門」の対象範囲が68SNAの「対家計民間非営利団体部門」よりも狭小、あるいは限定的であることの指摘は次の文献にもみられる。大住(34) 240ページ。

52) 注(38)。

基準はそのままで変わらないが、コスト回収基準⁵³⁾についてはそれに代わる、需要、供給に影響力をもつ市場価格基準によって「対家計非営利団体部門」の構成主体が決定されるようになったことが影響している。93 S N A は市場価格基準に基づく非営利団体の所属セクター（部門）の決定を次のように説明している。重要なので長くなるが引用しておこう⁵⁴⁾。「4.161非営利団体は、財貨やサービスを提供することを目的としてつくられた法的または社会的実体であるが、ステータスのうえで、それを創設し、支配し、資金供給している単位に、所得、利益あるいはその他の金融的利得の源泉となることを認められていないものをいう。定義から、非営利団体は、他の制度単位の利益の源泉であることができないわけであるが、それにも関わらず非営利団体が経済的に意味のある価格や料金を取ってサービスを提供する場合には、それを市場生産者とみなす。ただし、経済的に意味のある価格とは、生産者が供給しようとする量、購入者が買おうとする量に顕著な影響をもつ価格のことである。市場生産者としての非営利団体は、法人部門の内のいずれかへ分類される。市場非営利団体は、政府単位により支配され、主として政府単位により資金供給される非営利団体を除く、すべての対企業非営利団体を含んでいる。しかし、非営利団体の大多数は他の制度単位へ無償もしくは経済的に意味のない価格で財貨やサービスを提供する非市場生産者でありそうである。」「4.58市場生産者は、その産出の大部分またはすべてを、経済的に意味のある価格一すなわち、生産者が供給しようと思う量と購入者が買おうと思う量とに顕著な影響をもつ価格一で販売する生産者である。非営利団体として設立された、学校、単科大学、大学、診療所、病院等が、その生産費用に基づき、しかも、十分高価でそのサービスの需要に顕著な影響をもつ料金を徴収する場合、市場生産者と看做される。これらの機関の生産活動は、当然黒字または赤字を生み出すが、このような黒字は、他に分配することがステータ

53) 注 (38)。

54) 以下の引用は、United Nations(61) p.109, pp.94-95 (邦訳121ページ, 104-105ページ) による。

上規制されていることから、すべて団体内部に留保される。一方、このような機関は、「非営利団体」という立場上、家計、法人企業、政府から寄付金を集めることにより付加的な基金を集めることができる。そうすることにより、料金収入のほかに大きな財産所得を生み出す資産が獲得でき、故に平均費用を下回る料金で運営していくことも可能となるのである。しかしながら、その料金が主に生産費用により決定され、また需要に顕著な影響を及ぼすだけの高価格である限り、市場生産者としての取り扱いを継続すべきである。このような非営利団体は、慈善団体ではなく、その真の目的が、本来なら高料金であるところを寄付による収入をもっぱら料金を若干低めにおさえることに使いながら、教育、保健、その他の高品質のサービスを供給することにある場合も多い。4.59……(略)……4.60ほとんどの国に存在する非営利団体の大多数は、市場生産者ではなく、非市場生産者である。非市場生産者は、無償、もしくは経済的に意味のない価格、すなわち生産者が供給しようと思う量や購入者が買おうと思う量に顕著な影響を及ぼさない価格でその産出の大部分を他の単位に供給する生産者のことである。したがって、主として非市場生産に従事する非営利団体は、それを支配、経営する単位に金融的利得をもたらすことが不可能であるばかりでなく、生産および他の活動にかかる費用をカバーするために販売収入以外の資金に主として依存せざるをえないことでも識別することができる。非営利団体の主要な資金供給源泉は、それを支配する団体の構成単位により支払われる定期的な会費等または政府を含む第三者からの移転や寄付金である。4.61主として非市場生産に携わっている非営利団体には、大きく分けて2つの類型がある。すなわち、政府による支配ならびに主たる資金供給が行われている非営利団体と主に非政府源泉－家計、法人企業または非居住単位－からの移転によって資金供給され、家計に対して非市場財・サービスを提供する非営利団体とである。後者のグループは「対家計非営利団体」(NPISH)と呼ばれ、「体系」で別個の部門を構成する。4.62政府により支配され主に資金供給されている非営利団体は、政府とは別個に存在する法的実体として設立されていなければならない。

……(略)……このような、政府により支配・資金供給されている非営利団体は、それが行う活動から主に利益を得る制度単位がどこであれ、一般政府部門に配分される。」以上の文言から分かるように、93 S N Aではコスト回収基準⁵⁵⁾（N P Oでも売上がコストを回収する場合、そのN P Oは「対家計民間非営利団体部門」ではなく「非金融法人企業部門」に属する）から市場価格基準（当該N P Oの財、サービスの価格が供給者の供給量、需要者の需要量に影響をおよぼす場合、市場生産者（「非金融法人企業部門」の所属となる）とみなし、そうでない場合は非市場生産者（「一般政府部門」、あるいは「対家計非営利団体部門」の所属になるが、政府から支配・資金供給を受けていない場合はすべて「対家計非営利団体部門」の所属になる）とみなす）に変わった結果、教育分野のN P Oが「対家計非営利団体部門」に所属するのではなく市場生産者として「非金融法人企業部門」に所属するようになつた。68 S N Aのコスト回収基準⁵⁶⁾に合致した、すなわち売上がコストを回収することが可能なN P Oであれば企業セクターである「非金融法人企業部門」に属したが、そのようなコスト回収基準⁵⁷⁾に合致するN P Oは93 S N Aの市場価格基準に変わってもその価格の変動が需要量、供給量の変動に影響をおよぼすので従来どおり「非金融法人企業部門」に属することになる。それゆえ68 S N Aのコスト回収基準⁵⁸⁾から93 S N Aの市場価格基準への変更によってコスト回収基準⁵⁹⁾をみたさなかった教育分野のN P Oの包含にみられるよう、「非金融法人企業部門」の拡大が生ずることになる。それは反対の面からみれば、教育分野のN P Oが属するとみられていた「対家計非営利団体部門」の縮小である。なお、93 S N Aの市場価格基準によってその価格が需要量、供給量に変動をおよぼさない非市場生産者であり、政府から支配・資金供給を受けているN P Oは、政府から支配・資金供給を受けているので「対

55) 注 (38)。

56) 注 (38)。

57) 注 (38)。

58) 注 (38)。

59) 注 (38)。

家計非営利団体部門」には属さない。それゆえ68SNAでコスト回収基準⁶⁰⁾をみたしたNPOは93SNAでは市場価格基準をみたす市場生産者であるが、コスト回収基準⁶¹⁾をみたさなかった教育分野のNPOも市場価格基準に合致し市場生産者となり両者ともども企業セクターである「非金融法人企業部門」に含まれる。それ以外の、つまりコスト回収基準⁶²⁾をみたさず市場価格基準にも合致しない、いわゆる非市場生産者であるNPOは「一般政府部門」か「対家計非営利団体部門」に属することになる。しかし同じ非市場生産者であっても政府から支配・資金供給を受けているNPOは「一般政府部門」に属し、それ以外の非市場生産者であるNPOが「対家計非営利団体部門」に所属することになる。具体的にいえば、68SNAの「対家計民間非営利団体部門」から教育分野のNPOを除外した、つまり研究者の集団である学会をはじめとする特定メンバー奉仕型のNPO、およびボランティア活動にみられる社会全体に対して奉仕するNPOということになる。それは93SNAが明示する「対家計非営利団体部門」に属する民間非営利団体の対象範囲と合致している。93SNAは「対家計非営利団体部門」に属する民間非営利団体の対象範囲として以下の2種類の民間非営利団体を挙げている。「(a)労働組合、専門職能団体または学術団体、消費者団体、政党（一党独裁国は除く）、教会または宗教団体（政府により資金供給されているものも含む）、社交、文化、娯楽またはスポーツのクラブ。(b)他の制度単位からの現金または現物による自発的な寄付により運営されている慈善、救援、援助団体⁶³⁾。」かくのごとく93SNAの市場価格基準にみられる市場主義指向は「対家計非営利団体部門」に含まれる民間非営利団体の範囲を68SNAよりもさらに限定的⁶⁴⁾なものにし、「対家計非営利団体部門」をグローバルな市場経済における対抗勢力としてのNPOセクターからより一層ほど遠いものにした。

60) 注 (38)。

61) 注 (38)。

62) 注 (38)。

63) United Nations(61) p.109 (邦訳121ページ)。

64) 注 (51) 参照。

最後に、これまでみてきた68SNAの「対家計民間非営利団体部門」、および93SNAの「対家計非営利団体部門」が、どの範囲の民間非営利団体を把握しているかを整理して示せば次のとくになる。

(a) 68SNA

- (イ)企業セクターである「非金融法人企業部門」には企業に奉仕するN P O以外に、売上によるコスト回収が可能なことから経済活動別分類で「産業」に属する独立した法人格をもつN P O（例えば医療分野のN P O）が含まれる。
- (ロ)政府セクターである「一般政府部門」には主として政府に奉仕するN P O以外に、家計、ないし企業に奉仕するN P Oであっても完全にまたは主として公的機関により資金の供給ならびに監督をうけるN P Oが含まれる。
- (ハ)「家計部門」には近隣クラブ等の常時雇用者が2人に満たないN P Oが含まれる。

(二)「対家計民間非営利団体部門」には、売上によるコスト回収が困難な教育等のN P Oは含まれるが、福祉等のN P Oのごとく政府により資金の供給ならびに監督をうけているN P Oは除外される。それ以外に「対家計民間非営利団体部門」に含まれるのは研究者を対象とする学会のような会員を対象とするN P O、および社会一般を対象とする慈善団体のようなN P Oが含まれる。ただし、(イ)と関連して学会、および慈善団体等のN P Oで2名未満の常時雇用者しかおらないN P Oは「対家計民間非営利団体部門」から除かれる。

(b) 93SNA

- (イ)企業セクターである「非金融法人企業部門」には企業に奉仕するN P O以外に、市場価格基準に合致する、すなわち当該N P Oの市場価格が供給者の供給量、購入者の需要量に影響力を持っている市場生産者の場合、たとえ売上がコストに満たなくても、例えば教育分野のN P Oのごとく、それは「非金融法人企業部門」に含まれる。

- (ロ)政府セクターである「一般政府部門」には、市場価格基準に合致しない非市場生産者であり、政府に奉仕するNPOはもとより企業に奉仕するNPO、あるいは家計に奉仕するNPOで政府から支配・資金供給を受けている非営利団体が含まれる。
- (ハ)「対家計非営利団体部門」には、市場価格基準に合致しない、すなわち供給者の供給量、購入者の需要量に影響をおよぼさない価格で家計に財、サービスを供給している非市場生産者であり、以下の2種類のNPOが含まれる。すなわち、研究者の集団である学会をはじめとする特定メンバー奉仕型のNPO、およびボランティア活動にみられる社会全体に対して奉仕するNPO。

以上の68SNAの「対家計民間非営利団体部門」、および93SNAの「対家計非営利団体部門」の検討を通して、68SNA、93SNAいずれも民間非営利団体、あるいはNPOの一部しか把握していないこと、特にグローバルな市場経済に対抗する社会性、公共性を保持した互酬⁶⁵⁾の機能を遂行するセクターとしてはそれに関連する民間非営利団体、あるいはNPOの把握が不十分であることが分かった。

4. NPO研究の成果と国民経済計算の改良

我々は「2. NPOの進出と現代市場経済社会」において、今後のグローバルな市場経済社会で社会が安定するためには市場の動きに対抗する政府、およびNPOの役割が重要であること、またカール・ポランニーによれば市場社会では社会に埋め込まれていた経済が飛び出し、逆に社会を支配するようになるから、グローバルな市場経済社会に対置する、つまり、経済が社会に埋め込まれた市場社会以前の再分配、互酬⁶⁶⁾が主要な経済機能となる政府、NPOを中心とする経済社会を、市場経済社会の中に対置していかなくてはならないことを確認した。それに対し「3. 国民経済計算体系（SNA）」にお

65) 互酬については注(18) 参照。

66) 再分配、互酬については注(18) 参照。

けるN P O」でみたように、S N AにおいてはN P Oセクター（68 S N Aの「対家計民間非営利団体部門」、および93 S N Aの「対家計非営利団体部門」）は遺憾ながらとても市場原理に対抗する社会性、公共性を保持する包括的なセクターとして把握されていないことが分かった。そこで以下において、まず現行のN P O研究を通して市場原理に対抗する社会性、公共性を保持する包括的なセクターについての認識が可能であるかどうかを検討し、それをふまえて国民経済計算の改善提案を行っていきたいとおもう。なお、ここでは現行のN P O研究として、当該分野の代表的な研究者の一人であるアメリカのサラモン教授を中心とする研究⁶⁷⁾（以下、サラモングループと呼ぶ）と、ヨーロッパで発達してきた「エコノミー・ソシアル」あるいは「社会的経済」にかんする研究⁶⁸⁾をとりあげることにする。

(イ) 現代のN P O研究の成果

(a) 現代のN P O研究(1)－サラモングループ

サラモン教授は90年代半ばの論文において⁶⁹⁾、N P Oが登場、ないし台頭してきた背景として四つの危機、つまり福祉国家の危機、開発の危機、環境

67) 現在のN P O分野における代表的な研究者の一人であるアメリカのサラモン教授を中心とする研究に関しては以下の文献を参照した。Anheier, H.K., Rudney, G., Salamon(1), Salamon, L.M.(39)（邦訳『米国の「非営利セクター」入門』）、Salamon, L.M., Anheier, H.K(40), Salamon, L.M., Anheier, H.K (41), Salamon, L.M., Anheier, H.K(42), Salamon, L.M., Anheier, H.K(43)（邦訳『台頭する非営利セクター—12カ国の規模・構成・制度・資金源の現状と展望—』）、Salamon, L.M(44)（邦訳「福祉国家の衰退と非営利団体の台頭」『中央公論』1994年10月号）、Salamon, L.M(45)（邦訳『N P O最前線—岐路に立つアメリカ市民社会』）

68) 「エコノミー・ソシアル」あるいは「社会的経済」の研究に関しては以下の文献を参照した。（なお、日本ではその流れに共鳴する人のあいだで「エコノミー・ソシアル」あるいは「社会的経済」を「非営利・協同セクター」と呼んでいる。）Defourny, J., Monzon Campos, J.L. (eds) (2)（邦訳『社会的経済—近未来の社会経済システム』）、西川潤（23）、富沢賢治（56）、富沢賢治（55）、富沢賢治（53）、富沢賢治・川口清史編（54）、川口清史・富沢賢治編（15）、川口清史（14）、富沢賢治（57）。

69) Salamon, L.M(44) 邦訳401-412ページ参照。

汚染の危機、社会主義の危機、および二つの革命的変化、すなわち、情報通信技術を利用したコミュニケーション技術の発達、経済成長による中産階級の誕生を挙げている。四つの危機から分かるように福祉をはじめとする社会サービスが国家（政府）によって供給するのが困難となり、それを補強する主体としてNPOが台頭するようになったということである。このようなNPO登場の背景の理解、および彼が住んでいるアメリカのNPO活動の活発な実状をふまえてのことと思われるが、サラモングループは世界中を適用対象とする国民経済計算システムであるSNAにおけるNPOの定義を不満としてかれら独自の包括的といえるNPOの定義を提示している⁷⁰⁾。

サラモングループは、まずSNAのNPOの定義がコスト回収基準⁷¹⁾（68SNA）、および価格が供給、需要に影響を及ぼす経済的に意味のある価格、つまり市場価格基準（93SNA）によって、それから脱落する民間非営利団体を含めてNPOとみなすが、そのようなSNAの方法を踏襲すれば、営利を目的としない民間非営利団体であっても利潤が発生したり、あるいはコスト回収が可能であったりした場合、また価格が必要、供給に影響を及ぼす市場価格的性格をもっている場合、企業部門とみなされてしまいNPOの範囲はフィランソロピックな慈善的性格をもった主体に限定されてしまうことになり非常に狭小な範囲になってしまうとして⁷²⁾、SNAのNPOの定義は容認できないとする⁷³⁾。また、アメリカの国民所得統計であるNIPAは、NPOの定義に関して法律、特に税法に依拠しているが、そのことによりNP

70) サラモングループのSNAにおけるNPOの定義の検討、およびNPOについてのかれら独自の定義については、Salamon, L.M., Anheier, H.K.(40) 参照。

71) 注(38)。

72) SNAの方法を踏襲すればNPOの範囲が限定されフィランソロピックな慈善的性格をもった主体のみからなってしまうことについてはSalamon, L.M., Anheier, H.K.(40) p.138参照。

73) Anheier, H.K., Rudney, G., Salamon, L.M.は93SNAにおいてNPOセクターが温存されたが、現在ますます重要性を帯びているNPOセクターについては現実を反映するように再定義を行うことが重要であると述べている（Anheier, H.K., Rudney, G., Salamon, L.M(1) p.499)。

Oを明確に把握することができるが⁷⁴⁾、その反面このような法律をベースにしたNPOの定義はそれぞれの国の特異性を反映しているので各国に適用することは困難であり国際比較には向かないという⁷⁵⁾。これらをふまえてサラモングループは国際比較が可能で、包括的な把握が可能なNPOの定義を提案している。それは「構造・操作的定義」(structural・operational definition)と呼ばれるもので⁷⁶⁾、NPOは以下の条件を満たしているものとする。すなわち、(イ)利潤の非分配制約、すなわち、利潤の発生は認められるが、利潤を組織の所有者および理事に分配しないという性質、これは民間法人企業と際だった差異をなしている。(ロ)形式性、すなわち制度的実体を保持していること、(ハ)民間、あるいは非政府性、つまりNPOは政府機関の一部でもないし、政府の支配を受けるものでもない。但し、補助金を受けたり、政府役人が理事会にはいることは抵触しない。(二)自己統治、すなわち、自己統治能力を持ち、外部の組織によって支配されない。(ホ)ボランタリー、すなわち組織の活動、あるいはマネジメントにおいてある程度ボランタリーの参加があること、但し、これは資金源、およびスタッフのすべてあるいは大部分がボランタリーでなければならないことを意味しない。以上の条件から、サラモングループの提案するNPOは、要するに民間で、政府補助金の受け入れが認められ、利潤は発生してもそれを分配しない、公共性をもった一定規模の集団を意味しており、SNAよりも包括的にNPOを把握しているのが分か

74) Tice, H.S(52) p.447., Salamon, L.M., Anheier, H.K(40) p.133参照。
但し、Tice, H.S (52) で言及しているように、アメリカの国民所得勘定であるNIPAにおけるNPOは税法に依拠しているが、必ずしもすべての免税団体がNIPAにおけるNPO、すなわち個人に奉仕する非営利団体に属するわけではない。たとえば、年金基金は金融機関として取り扱われる (Tice, H.S(52) p.447参照)。なお、NIPAにはNPO単独の独立したセクターではなく、家計部門と個人に奉仕する非営利団体が合体した個人セクターが存在するのみで、家計とNPOとの間の取引はNIPAによって把握することはできない (Tice, H.S(52) p.445参照)。

75) Salamon, L.M., Anheier, H.K(40) p.137参照。

76) サラモングループがNPOの定義として支持する「構造・操作的定義」については、Salamon, L.M., Anheier, H.K(40) pp.134-136.

る。つづいてサラモングループの提案するNPOの分類体系であるICNPO (International Classification of Nonprofit Organizations⁷⁷⁾) をみると、ことによりNPOの具体的な経済活動を概観することができる。サラモングループのNPOの分類体系であるICNPOは国連が開発した国際的な標準産業分類であるISIC (International Standard Industrial Classification of All Economic Activities⁷⁸⁾) をベースにしており、簡単に言えばISICからNPO関連の社会サービスの経済活動分野をピックアップし、かつその経済活動分野の分類項目を拡充したものである⁷⁹⁾。それについてサラモングループのSalamonとAnheierは次のように説明している。すなわち、ISICの大分類項目「N. 医療・社会事業 (health and Social work)」を細分して2つのICNPOの大分類項目、すなわち「ハ. 医療」、「ニ. 社会サービス」が生じ、またISICの大分類項目である「O. その他の地域・社会・個人サービス活動 (other community social and personal service

77) サラモングループの提案するNPOの分類体系であるICNPOについては、Salamon, L.M., Anheier, H.K(41) 参照。

78) United Nations(60) 参照。なお、ISICの大分類項目（以下のAからQまで）はつぎのとおりである。但し大分類項目のうちK, M, N, Oについてのみ中分類項目を大分類項目名の後に丸括弧内に示した。
 A.agriculture, hunting and forestry
 B.fishing
 C. mining and quarrying
 D.manufacturing
 E.electricity, gas and water supply
 F.construction
 G. wholesale and retail trade; repair of motor vehicles, motorcycles and personal and household goods
 H. hotels and restaurants
 I.transport, storage and communications
 J.financial intermediation
 K.real estate, renting and business activities (70real estate activities 71 renting of machinery and equipment without operator and of personal and household goods 72 computer and related activities 73 research and development 74 other business activities)
 L. public administration and defence; compulsory social security
 M.education (80education)
 N.health and social work (85health and social work)
 O.other community, social and personal service activities (90sewage and refuse disposal, sanitation and similar activities 91activities of membership organizations n.e.c 92recreational, cultural and sporting activities 93other service activities)
 P. private households with employed persons
 Q. extra-territorial organizations and bodies.

79) Salamon, L.M., Anheier, H.K (41) p.282.

activities)」を細分して ICNPO の 8 つの大分類項目（「イ. 文化・リクリエーション」, 「ホ. 環境」, 「ト. 法律・アドボカシー（特定政策提言活動）・政治」, 「チ. 助成財団・ボランティア活動の推進」, 「リ. 国際活動」, 「ヌ. 宗教」, 「ル. 業界団体・職業団体・労働組合」, 「オ. その他」）が生じたと, また ICNPO の大分類項目「ヘ. 地域開発・住宅」は開発途上国の非営利セクターで際だった領域を占めている NGO のために用意したと説明している⁸⁰⁾。なお, Salamon と Anheier はふれていないが, ICNPO の大分類項目「ロ. 教育・研究」は ISIC の大分類項目「M. 教育 (education)」すべてと, 同じく ISIC の大分類項目「K. 不動産・レンタル・ビジネス活動 (real estate, renting and business activities)」の中分類項目「研究・開発 (research and development)」に対応している。いずれにしても, ISIC の大分類項目「N. 医療・社会事業」, 「O. その他の地域・社会・個人サービス活動」を細分, あるいは同じく ISIC の大分類項目「M. 教育」と「K. 不動産・レンタル・ビジネス活動」の一部を組み合わせて ICNPO の大分類項目が作成されている。以上の結果 ICNPO の大分類項目は次のような項目から構成されている⁸¹⁾。イ. 文化・リクリエーション (culture and recreation), ロ. 教育・研究 (education and research), ハ. 医療 (health), ニ. 社会サービス (social service), ホ. 環境 (environment), ヘ. 地域開発・住宅 (development and housing), ト. 法律・アドボカシー（特定政策提言活動）・政治 (law, advocacy and politics), チ. 助成財団・ボランティア活動の推進 (philanthropic intermediaries and voluntarism promotion) リ. 国際活動 (international activities), ヌ. 宗教 (religion), ル. 業界団体・職業団体・労働組合 (business and professional associations, unions), オ. その他 (not elsewhere classified)。

80) Salamon, L.M., Anheier, H.K (41) pp.282-283参照。

81) Salamon, L.M., Anheier, H.K (41) p.283 Table2 参照。なお, ICNPO の大分類項目名の日本語訳については Salamon, L.M., Anheier, H.K (43) 邦訳186-191ページ（参考資料B：非営利組織国際分類（ICNPO））を参考にした。

以上のサラモングループのNPOの定義、分類から、つまりNPO概念の内包と外延から、サラモングループはNPOを民間の一定規模をもった利潤の非分配制約を被っている教育、福祉をはじめとする社会サービス分野の組織と解釈していることが分かる。

(b) 現代のNPO研究(2)－エコノミ・ソシアル(社会的経済)に関する研究

現代のNPO研究として、上述のアメリカのサラモングループの研究に対し、ヨーロッパでは協同組合、共済組織、NPOの各組織からなるエコノミ・ソシアル、あるいは社会的経済に関する研究がある⁸²⁾。社会的経済論は19世紀から20世紀にかけて資本主義経済の発展とともにそれにともなって生ずる社会問題の解決をめざしてフランスを中心に展開したが、20世紀に入ると、第1次世界大戦以降の社会主义国、第2次世界大戦以後の福祉国家の誕生とともに衰微していき、1970年代に入り福祉国家の揺らぎとともに、市場の失敗、政府の失敗を超克する、すなわち市場セクターでもない、国家セクターでもない第三のセクターであるサードセクター⁸³⁾に関する分野に照準をあて再び脚光をあびるようになってきている。特にそれはEU統合に関してみられる。つまりEUは現在、全面統合に向けて、市場統合、通貨統合といった経済統合、外交をはじめとする政治統合、それから共通の社会政策をめざす社会統合を進めているが、サードセクターである社会的経済を振興することによって社会的統合に見合うかたちで経済統合を進行させる試みを行おうとしており、すなわち社会問題の発生を阻止しうる経済運営の試みを進行させようとしている。そして実際、EUの組織内に社会的経済部局が設置されている⁸⁴⁾。

82) 注(68) 参照。

83) 協同組合、共済組織、NPOの組織形態からなる社会的経済論のサードセクターは、我国で第3セクターと呼ばれているものとは全然異なったものであることに注意する必要がある（富沢（54）12-13ページ参照）。というのは我国の第3セクターの扱い手は「国あるいは地方公共団体と民間の共同出資によって設立された企業」（富沢（55）154ページ）を指しているからである。

84) 社会的経済論の展開、および社会的経済論のサードセクターの考え方とEU統合との関連については富沢（56）第1章参照。なお、富沢によれば1989年にEC委員

社会的経済はサードセクターとして、アメリカのサラモングループが協同組合を除外し⁸⁵⁾、NPOに限定するのに対し、社会的経済が社会生活に見合った経済運営を基本視点とすることから、人間の社会生活を豊かにする事業という共通性を持っている協同組合、共済組織、NPOを社会的経済を構成する組織形態としてとらえている⁸⁶⁾のが特徴的である。さらに、社会的経済は社会生活に見合った経済運営を基本課題としていることから、特に我国の場合、経済活動の拡大の過程で企業の比重が社会の中で圧倒的となり、それとともに従業員の単身赴任、長時間労働等が家庭、地域社会との関わりを疎遠にし、家族、ならびに社会問題を惹起し、またその解決を遅らせているが、そのような企業至上主義によってもたらされた家族、地域社会の崩壊を阻止するために必要な社会経済システムとなることが期待できるのである。特に、今後のグローバル市場経済は、これまでの企業中心社会の利潤論理をさらに強化したかたちで我々の社会を捕えてしまうと思われる所以、社会の中にこのようなグローバル市場経済に対抗する、すなわち人間の社会生活に見合った経済運営を基本課題とする社会的経済が存在することが伝統的な共同体に変わる個人主体の新しい共同体の登場ということになり⁸⁷⁾、経済社会がグローバル市場経済の草刈場となることを防止し、グローバル市場経済の中で家族、地域社会の比較的ゆらぎのない安定した経済社会を構築することができると思われる。

会の第23総局の内部に社会的経済部局が組織された。(同上、9ページ。)

- 85) 富沢によれば、上述のサラモングループが支持するNPOの「構造・操作的定義」の条件はほとんど協同組合についても適用できるが、利益配分をしないという条件だけが協同組合に当てはまらず相違すると述べている(富沢(55)156ページ。)
- 86) 富沢(56), 29ページ参照。
- 87) 協同組合、NPO等からなる社会的経済、あるいはサードセクターによる伝統的な共同体に変わる新たな共同体形成への展開について富沢は次のように述べている。「市民社会は伝統的共同体から自由になった個人としての市民が構成する社会であるが、共同体からの自由は一面では個人の孤立化を生じやすい。このような傾向に対して、民間非営利組織は市民社会における公共的活動を通じて諸個人を結びつけ、グラスルーツから公共性をつくることによって、市民社会内部における新たな共同体を形成する機能をもつことが期待されていると言えよう。」(富沢(55)169ページ)。

以上、我々は現行の国民経済計算であるSNAのNPOセクターの把握がグローバル市場経済に対抗するセクターとして不十分なことをふまえて、それが可能な対抗セクターを求めて現代のNPO研究の考察を行ってきたのであるが、これまでの考察から、サラモングループが対象とするNPO以外に協同組合、共済組織を加えた、社会生活に見合った経済運営を基調とする社会的経済、あるいはエコノミ・ソシアルが、強烈な利潤原理をとることで我々の社会を捕捉せんとするグローバルな市場経済に対抗し、グローバルな市場経済の中心的な存在である多国籍企業および一連の企業群の影響を抑止する組織体として有望であり、グローバルな市場経済の進行とともに頻発するであろう家庭、地域社会の崩壊を阻止し、安定した経済社会の構築に寄与することができると考える。

(ロ) NPO研究の成果に基づく国民経済計算の改良

これまでのNPO研究の成果をふまえて、我々は以下のようなSNA（国民経済計算）に対する改善提案を行う。グローバルな市場経済に対抗するにはこれまでみてきたように政府、ならびにNPOの存在が重要であるが、とりわけ政府の失敗をふまえてNPOのみならず協同組合、共済組織を考慮した社会的経済論のサードセクターの考えが重要であり、それゆえ社会生活に見合った経済運営の組織体である協同組合、共済組織、NPOからなる社会的経済論のサードセクターを、SNAの制度部門としてこれまでのNPOセクター（68SNAの「対家計民間非営利団体部門」、93SNAの「対家計非営利団体部門」）に代わって位置づけることが必要である⁸⁸⁾。具体的には93SNAに掲示してある個々の制度単位とセクター（制度部門）の関係を示している図表⁸⁹⁾に基づいて我々の新たな提案について説明すれば次のようにな

88) 我々が主張する協同組合、共済組織、NPOの組織形態からなる社会的経済論のサードセクターが我が国でいわれている第3セクターとは全然相違する。この点については注(83)を参照せよ。

89) United Nations(61) p.88 (邦訳96ページ)。

表A 93 S N Aに対する改善提案－サードセクターの新たな設定と制度部門
における制度単位のくみかえ－

制度部門 制度 単位の類型	非金融 法人企業部門	金融機関 部門	一般政府 部門	サードセクター	家計部門
法人企業 (準法人企業 を含む)	・非金融法人 企業(準法 人企業を含 む)	・金融法人 (準法人を 含む)		・協同組合 ・共済組織	
政府単位 (社会保障基 金を含む)			・政府単位 (社会保障基 金を含む)		
家計					・家計
非営利団体	・企業に奉仕 する非営利 団体		・政府に奉仕 する非営利 団体	・非金融市场非営利団体 (教育、医療分野等) ・金融市场非営利団体 ・政府単位によって支配さ れ、主たる資金供給が行わ れている非市場非営利団体 (福祉分野等) ・非市場対家計非営利団体 (会員奉仕型N P O、社会 全体に奉仕する慈善団体タ イプのN P O)	

- 備考 1. 本表は93 S N Aで示された制度部門と制度単位の関連表（本論文において表Bとして掲示）
をベースに新たに設定したサードセクターとその構成要素を筆者（桂）の93 S N Aに対する
改善提案として作成したものである。
2. 表の縦列を下へみていくことによって縦列のそれぞれの制度部門がどのような構成要素（マ
ス目の制度単位）からなっているかがわかる。
 3. 横行の制度単位の類型として非営利団体は93 S N A同様、それら非営利団体は利潤が発生し
ないのはもとより、利潤が発生したとしても内部留保、あるいは再投資に向け、理事等に分
配できない、いわゆる「利潤の非分配制約」を負っている。
 4. サードセクターの新たな設定により非金融法人企業部門は協同組合を除いた非金融法人企業
と企業に奉仕する非営利団体からなる。これまで非金融法人企業部門に含まれた協同組合お
よび金融市场非営利団体（教育、医療分野等）はサードセクターの所属となる。
 5. サードセクターの新たな設定により一般政府部門は政府と政府に奉仕する非営利団体からな
る。これまで政府の支配、資金供給の観点から一般政府部門に含まれた福祉分野のN P O等
はサードセクターの所属となる。

表B 93 S N Aの制度部門と制度単位の関連表

制度単位の 類型	体系の部門				
	非金融法人 企業部門	金融機関部門	一般政府部門	家計部門	対家計非営利 団体部門
法人企業 (準法人企業 を含む) ⁽¹⁾	非金融法人企業 (準法人企業を 含む)	金融法人 (準法人を含 む)			
政府単位 (社会保障基 金を含む)			政府単位 (社会保障基金 を含む)		
家計				家計	
非営利団体	非金融市场非営 利団体	金融市场非営 利団体	政府単位によっ て支配され、主 たる資金供給が 行われている非 市場非営利団体		非市場対家計 非営利団体 ⁽²⁾

(備考 表のタイトルを原題「部門別と類型別のクロス分類による制度単位」から変更した)

注：（1）すべての準法人企業は、それが家計、政府単位または非居住者である制度単位のいずれに
よって所有されている場合でも、部門分割の上ではすべて法人企業にと一括して分割され
る。

（2）政府単位によって支配され、生たる資金供給が行なわれている非営利団体を除く。

出所：United Nations, Commission of the European Communities, International Monetary Fund, Organization for Economic Co-operation and Development, World Bank (61) p. 88 (邦訳96ページ)。

る（なお我々の新たな提案は表Aで示されている。また表Aの作成のベース
になった93 S N Aの表を表Bとして表Aとの比較の便宜のためにあわせて掲
載しておく）。我々の新たな提案を示している表Aでは企業セクター（「非
金融法人企業部門」）、家計セクター（「家計部門」）とならんでN P Oセクター
（「対家計非営利団体部門」）に代わって新たに「サードセクター」を配置し、
その「サードセクター」の縦列を下にたどると、まず個々の法人企業、準法
人企業（所有者から独立していない非法人企業であるが、財務諸表を備え一
応独立しているとみなされる個人企業等）の制度単位のグループから、「非
金融法人企業部門」の非金融法人企業に属しN P Oとは違って利潤を利害關
係者に配分できる協同組合が、「非金融法人企業部門」から「サードセクター」

に移される。また同じく「金融機関部門」の金融法人に属し、保険事業を営む協同組合的組織と理解されている共済組織⁹⁰⁾も「金融機関部門」から「サードセクター」に移される。次に利潤を利害関係者に配分できない制度単位としての非営利団体のグループからは、以前に説明した93SNAの方法論に基づいて企業セクターに属している医療、教育等の分野の民間非営利団体である「非金融（分野の）市場非営利団体」が企業セクターの所属から「サードセクター」に移される。同様に金融機関セクター（「金融法人企業部門」）の民間非営利団体である「金融（分野の）市場非営利団体」も「サードセクター」に移される。さらに社会福祉分野の民間非営利団体が代表例であるが、中央政府・地方政府・社会保障基金からなる政府セクター（「一般政府部門」）に93SNAの方法論に基づいて配属されていた「政府単位によって支配され、主たる資金供給が行われている非市場非営利団体」⁹¹⁾が政府セクターの所属から「サードセクター」に移される。最後に、93SNAにおいてもNPOセクターに属していた、研究学会等の会員奉仕型のNPO、および社会全体あるいは一部に対して慈善、奉仕活動を行うNPO、の両者からなっている民間非営利団体のグループである「非市場対家計非営利団体」も当然、「サードセクター」に加わる。以上のごとく、社会生活に見合った経済運営の組織体である協同組合、共済組織、企業ならびに政府に奉仕する民間非営利団体以外の個々の民間非営利団体、それぞれについて93SNAにおける所属セクターを組み替えることによって新たに成立する「サードセクター」を、我々は93SNAのNPOセクターである「対家計非営利団体部門」に代わって新たに提案するのである。

このようにして提示される企業セクター、政府セクター、サードセクター、家計セクターからなる経済取引の相互依存関係を示す新しいSNAは、これからのグローバルな市場経済における拮抗パワー、あるいは安定化装置としての政府セクターおよびサードセクターの明示を通して、特にサードセクター

90) 富沢 (55) 155ページ参照。

91) United Nations(61) p.88 (邦訳96ページ)。

の明示を通して市場社会の安定化に向けて寄与するものと思われる。（了）

（付記）本稿作成の際に参照した出版物の一部の入手にあたり、本学（桃山学院大学）をはじめ神戸大学、京都産業大学の各図書館および神戸大学国連寄託図書館に大変お世話になった。記して感謝申し上げます。

参考文献

- [1] Anheier, H.K., Rudney, G., Salamon, L.M., Non-profit institutions in the United Nations System of National Accounts: country applications of SNA guidelines, Voluntas4-4, 1993.
- [2] Defourny, J., Monzon Campos, J.L. (eds), Economie sociale -The Third Sector, 1992. (富沢賢治他訳『社会的経済－近未来の社会経済システム』日本経済評論社, 1995年)
- [3] 電通総研編『N P Oとは何か－社会サービスの新しいあり方』日本経済新聞社, 1996年。
- [4] 藤田暁男「非営利組織と社会経済制度問題－V・ペストフ（Pestoff）の所説の示唆するもの－」『経済学研究』59巻5・6号, 1994年。
- [5] 藤田暁男「最近の非営利組織にかんする問題点－「社会的非営利組織」への接近－」『金沢大学経済学部論集』14巻1号, 1993年。
- [6] 金子郁容・松岡正剛・下河辺淳『ボランタリー経済の誕生－自発する経済とコミュニティ』実業之日本社, 1998年。
- [7] 金子勝『市場と制度の政治経済学』東京大学出版会, 1997年。
- [8] 金子勝「自己決定権と社会的共同性」『現代日本のパブリック・フィロソフィ（ライブラリ相関社会科学5）』新世社, 1998年。
- [9] 金子勝「市場の歴史・国家の歴史」『大航海』No.20, 1998年。
- [10] 金子勝「現代資本主義と福祉国家理念」『神奈川大学評論』創刊30号記念号, 1998年。
- [11] 金子勝『反経済学』新書館, 1999年。
- [12] 桂昭政『福祉の国民経済計算－方法とシステム』法律文化社, 1997年。
- [13] 川口清史「非営利セクターの規模と構成」『統計学』62号, 1992年。
- [14] 川口清史『非営利セクターと協同組合』日本経済評論社, 1994年。
- [15] 川口清史・富沢賢治編『福祉社会と非営利・協同セクター－ヨーロッパの挑戦と日本の課題－』日本経済評論社, 1999年。

- [16] 倉林義正「S N Aとアメリカの国民所得・生産物勘定」『経済研究』41巻2号, 1990年。
- [17] 倉林義正・作間逸雄『国民経済計算』東洋経済新報社, 1980年。
- [18] 経済企画庁経済研究所国民所得部編「(新S N A) 対家計民間非営利団体の推計」『国民経済計算』No37, 1976年。
- [19] 経済企画庁経済研究所国民所得部『対家計民間非営利団体関連項目長期系列推計作業報告書(解説編)』, 1983年。
- [20] 経済企画庁経済研究所編『平成2年基準改訂国民経済計算報告』, 1996年。
- [21] 経済企画庁国民生活局編『日本のN P Oの経済規模—民間非営利活動団体に関する経済分析調査報告書』, 1998年。
- [22] 経済企画庁経済研究所編『国民経済計算年報 平成11年版』, 1999年。
- [23] 西川潤「エコノミー・ソシアル」『日本経済新聞』(やさしい経済学), 1994年2月14-19日。
- [24] 野口建彦「カール・ポラニの政治経済学と歴史認識」『三田学会雑誌』67巻10号, 1974年。
- [25] 野口建彦「カール・ポランニー」『大航海』No.28, 1999年。
- [26] 野村良樹「アメリカ国民所得推計抄史」『経営研究』30巻5・6合併号, 1980年。
- [27] 野村良樹「アメリカ国民所得推計抄史(2)」『経営研究』31巻3号, 1980年。
- [28] 野村良樹「アメリカ国民所得推計抄史(3)」『経営研究』32巻6号, 1982年。
- [29] 野村良樹「アメリカ国民所得推計抄史(4)」『経営研究』35巻1号, 1984年。
- [30] 野沢正徳「21世紀・自立と協同の経済システム—新しい展望—」野沢正徳・木下滋・大西広編『自立と協同の経済システム』大月書店, 1991年。
- [31] 大住莊四郎「民間非営利セクターの範囲に関する比較研究」『季刊国民経済計算』No.106, 1995年。
- [32] 大住莊四郎「マクロ統計からみた民間非営利(上)」『E S P』1995年9月号。
- [33] 大住莊四郎「マクロ統計からみた民間非営利(下)」『E S P』1995年10月号。
- [34] 大住莊四郎「S N AからみたN P O - J H C N Pとの比較を中心に」『入門S N A—国民経済計算で読む日本経済』日本評論社, 1997年。
- [35] Polanyi, K., *The Great Transformation : The Political and Economic Origins of Our Time*, 1957. (吉沢英成・野口建彦・長尾史郎・杉村芳美訳『大転換—市場社会の形成と崩壊—』東洋経済新報社, 1998年。なお、第1刷は1975年。)
- [36] Polanyi, K., *The Livelelihood of Man*(edited by HARRY W. Pearson), 1977. (玉野井芳郎・栗本慎一郎訳『人間の経済I』, 玉野井芳郎・中野忠訳『人間の経済II』岩波書店, 1998年)

- [37] Rudney, G., Young, p., The Nonprofit Sector of the U.S.economy: A Methodological Statement, The Review of Income and Wealth, Series35, No.1, 1989.
- [38] 作間逸雄「国民経済計算における1993年SNAの意義」『社会科学年報』30号, 1996年。
- [39] Salamon, L.M., America's Nonprofit Sector, 1992. (入山映訳『米国の「非営利セクター」入門』ダイヤモンド社, 1994年)
- [40] Salamon, L.M., Anheier, H.K., In search of the non-profit sector. I : The question of definitions, Voluntas3-2, 1992.
- [41] Salamon, L.M., Anheier, H.K., In search of the non-profit sector. II: The problem of classification, Voluntas3-3, 1992.
- [42] Salamon, L.M., Anheier, H.K., Measuring the non-profit sector cross nationally: a comparative methodology, Voluntas4-4, 1993.
- [43] Salamon, L.M., Anheier, H.K., The Emerging Sector, 1994. (今田忠監訳『台頭する非営利セクター—12カ国の規模・構成・制度・資金源の現状と展望—』ダイヤモンド社, 1996年)
- [44] Salamon, L.M., "The Rise of the Nonprofit Sector", Foreign Affairs73-4, 1994. (「福祉国家の衰退と非営利団体の台頭」『中央公論』1994年10月号。)
- [45] Salamon, L.M., Holding the Center-America's Nonprofit Sector at a Crossroads, 1997. (山内直人訳『NPO最前線—岐路に立つアメリカ市民社会』岩波書店, 1999年)
- [46] 佐藤光『ポラニーとベルグソン—世紀末の社会哲学—』ミネルヴァ書房, 1994年。
- [47] 塩沢由典「国家と市場に代替するもの」『大航海』No.20, 1998年。
- [48] 杉村芳美「社会と経済認識—K・ポラニーの方法をめぐって」『季刊現代経済』18号, 1975年。
- [49] 武野秀樹・山下正毅編『国民経済計算の展開』同文館, 1993年。
- [50] 玉野井芳郎・平野健一郎編訳『経済の文明史—ポランニー経済学のエッセンス』日本経済新聞社, 1994年。なお第1刷は1975年。
- [51] 田中章義「[公益的法人]の会計について—非営利会計研究序説—」『東京経学会誌』198号, 1996年。
- [52] Tice, H.S., The non-profit sector in a national accounts framework, Voluntas4-4, 1993.
- [53] 富沢賢治「E Uのエコノミ・ソシアル理解」『経済研究』46巻2号, 1995年。

- [54] 富沢賢治・川口清史編『非営利協同セクターの理論と現実－参加型社会システムを求めて－』日本経済評論社，1997年。
- [55] 富沢賢治「第3セクターの理解に関する欧米比較」『経済研究』49巻2号，1998年。
- [56] 富沢賢治『社会的経済セクターの分析－民間非営利組織の理論と実践』岩波書店，1999年。
- [57] 富沢賢治『非営利・協同入門』同時代社，1999年。
- [58] United Nations, A System of National Accounts and Supporting Tables, 1953.
- [59] United Nations, A System of National Accounts, Studies in Methods, Series F.No.2., Rev.3, 1968. (経済企画庁国民所得部訳『新国民経済計算の体系－国際連合の新しい国際基準－』1974年)
- [60] United Nations, The International Standard Industrial Classification of All Economic Activity, Series M.No.4., Rev.3, 1990.
- [61] United Nations, Commission of the European Communities, International Monetary Fund, Organization for Economic Co-operation and Development, World Bank, System of National Accounts 1993, 1993. (経済企画庁経済研究所国民所得部訳『1993年改訂国民経済計算の体系』1996年)
- [62] 山内直人『ノンプロフィットエコノミー－N P Oとフィランソロピーの経済学－』日本評論社，1997年。
- [63] 吉沢英成「カール・ポラニーにおける市場・経済・社会」『甲南経済学論集』15巻2号，1974年。

(かつら・あきまさ／経済学部教授／2000年1月6日受理)